

2023年12月15日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

カードローン取引規定の一部改定のお知らせ

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 川越 浩司）は、2023年12月15日より下記規定の一部を改定いたします。

改定後のカードローン取引規定は、改定前にご契約いただいたお客さまにも適用されます。

記

1. 改定対象となる規定

カードローン「きらやかぷらす」カードローン取引規定

2. 改定内容

2024年1月約定返済分より、約定返済額を算出する基準日を変更いたします。

(下線部：変更箇所)

変更前

第6条（定例返済）

1. 本取引に基づく当座貸越は、前月末日現在の貸越残高に応じ下表の通り返済するものとします。

前月末日現在の貸越残高	約定返済金額
2千円未満	<u>前月末日現在の貸越残高</u>
2千円以上 10万円以下	2,000円
10万円超 30万円以下	5,000円
30万円超 50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	20,000円
100万円超 150万円以下	30,000円
150万円超 200万円以下	35,000円
200万円超 250万円以下	40,000円
250万円超 300万円以下	45,000円
300万円超 400万円以下	50,000円
400万円超 500万円以下	60,000円

変更後

第6条（定例返済）

1. 本取引に基づく当座貸越は、約定日前日の貸越残高に応じ下表の通り返済するものとします。

約定日前日の貸越残高	約定返済金額
2千円未満	<u>約定日前日の貸越残高</u>
2千円以上 10万円以下	2,000円
10万円超 30万円以下	5,000円
30万円超 50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	20,000円
100万円超 150万円以下	30,000円
150万円超 200万円以下	35,000円
200万円超 250万円以下	40,000円
250万円超 300万円以下	45,000円
300万円超 400万円以下	50,000円
400万円超 500万円以下	60,000円





きらやか銀行

2. 改定日

2023年12月15日（金）

以上

本件に関するお問合せ先
個人営業部ローン推進課 担当：大沼・楨
TEL：023-631-0001



じもと HOLDINGS

